

介護予防・日常生活支援総合事業に関する新規申請等手続きについて

介護予防・日常生活支援総合事業の新規指定における流れは次のとおりです。

なお、事前相談の受付から指定まで、最短でも3箇月程度必要となりますので、期間に十分な余裕を持って申請を行っていただきますようお願いします。

①事前相談

事業者において、事前相談票及び添付資料を作成いただき、電話で日程調整のうえ、本市高齢介護課までお越しく下さい。

②事前相談完了

事前相談資料等を確認後、後日申請が可能な旨を連絡します。

③申請・受付

事業者において、向日市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）指定申請書（様式第1号）及び添付書類を作成し、電話で日程調整のうえ、本市高齢介護課までお越しく下さい。

※指定基準を満たしていない場合や、提出書類に不備がある場合については、受け付けずに再提出を求めますので、基準や必要書類等を事前に十分ご確認ください。

④現地確認・審査

現地確認及び資格職の面接・資格証の原本確認等を行ったうえで、申請書類の審査を行います。

⑤指定

本市の審査終了後、指定書を交付します。

【お問い合わせ先】

向日市市民サービス部高齢介護課

住 所 〒617-8772 京都府向日市寺戸町小佃5番地の1

電 話 075-931-1111（代表）

FAX 075-932-0800